

令和4年3月7日（月）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、中里建設株式会社（所在地 栃木県佐野市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タギチ ユミコ

田口 由美子 （内線5880）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町1051

2. 指名停止措置期間

令和4年3月7日から令和4年3月20日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が高さ約4.3mの路肩でトラクター・ショベルを用いた土砂運搬作業に従事していたところ、路肩から1m下に建設機械ごと転落し、作業員が死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内